東員町における押印等の見直し及び行政手続デジタル化の取組方針

令和６年１２月２０日

１．趣旨

行政手続における町民の負担軽減と利便性の向上、更に内部業務の効率化を目指し、本取組方針に基づく全庁的な押印等の見直しを行うことにより、行政手続デジタル化の促進を図ることを目的とする。

２．基本方針

（１）押印義務の見直しによる「脱ハンコ」

・押印等を必要としている業務の見直し

・本人確認における代替手段の検討

（２）行政手続きにおける原則オンライン化

・手続は「オンラインが原則」で「紙でもできる」

・業務効率化を図り、人的資源の再配分による行政サービス向上

３．用語の定義

この方針における用語の定義は、以下のとおりとする。

（１）印鑑の用語

	定 義
登記印	法務局へ会社の設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。
認印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。

（２）手続の用語

	定 義
行政手続	住民や事業者から提出される申請等
内部手続	行政内部の手続（会計手続、人事手続等。会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含む。）

（3） その他の用語

	定 義
法令等	法律、政令、省令、告示、通知等
条例等	条例、規則、規程、要綱、要領等
署名	自身の氏名を自筆で記載すること
記名	代筆、ゴム印、印字などで氏名を記載すること

4．見直し対象業務

行政手続、内部手続のいずれについても、次のとおり根拠の分類を行ったうえで、押印等の見直しの対象となるものを抽出するものとする。

（押印等根拠の分類）

A. 国や県の法令・条例等により押印等が義務付けられているもの
B. 東員町の条例等や慣行により押印等を求めているもの

上記、本町が独自に検討を行う必要がある B について、本基本方針に基づく見直しの対象とし、A については、国の所管省庁や県などから発出される通知等に基づき、必要な対応（条例等の改正、様式変更、関係者への通知など）をとるものとする。

なお、B のうち、町公印の押印についても、「8．公印の押印見直しの判断基準」に基づいて見直すものとする。

5．署名見直しの判断基準

署名については、一連の行政手続の中で押印と同時に、又は押印の代替として求められることが多いため、押印見直しに併せて署名も見直すこととする。

（1）根拠規定が「署名及び押印」の場合

署名及び押印の両方を求めている手続については、署名の実質的な意味の有無で判断する。（「無」のものは廃止）押印を求めず署名のみを残すことは手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引き続き、署名を求めることは認められるものとする。

（2）根拠規定が「署名又は記名押印(認印可)」の場合

署名、記名押印のうち、いずれか一方のみを求めている手続について、署名の実質的な必要性の有無で判断する。記名押印(認印可)により代替可能とされてきた署名については、原則として不要と考えられる。

また、記名押印のみを廃止し、署名の義務付けのみを残すことは、申請者の選択肢を狭めるため原則認めないものとする。

署名が必要な行政手続例

・住民異動届

根拠法令等：住民基本台帳法第 22 条第 2 項、住民基本台帳法施行令第 26 条

・直接請求に係る提出書類（署名収集を依頼する委任状 等）

根拠法令等：地方自治法第 74 条、地方自治法施行令第 92 条

・議会会議録

根拠法令等：地方自治法第 123 条

６．行政手続における押印見直しの判断基準

（１）押印の原則廃止

「押印を求める趣旨の合理性の有無（下記参照)」を判断基準とし、合理性を欠くものについは、押印を廃止する。

特に、認印による押印については、本人確認の認証の効果が乏しく、押印を求める趣旨に対する効力が極めて限定的であって合理性を欠くと考えられることから、原則として押印を廃止するものとする。

また、登記印や登録印の押印を求めているものでも、印鑑証明書の提出を求めていないため印鑑照合を行わない場合には、押印すること自体を見直すものとする。

登記印や登録印の押印で印鑑証明書の提出を求めているものについても、照合の必要性を再度精査したうえで、その合理性を欠くと判断される場合は押印を廃止するものとする。

（押印を求める趣旨の合理性の有無）

趣 旨	押印廃止の判断に係る国の見解
本人確認 （文書作成者の真正性担保）	本人確認の手法は押印以外にも多数存在する。 ※⑵の（代替手段の例）を参照
文書作成の真意確認	本人確認がされた“本人”からの申請があった事実があれば、真意は確認できている。
文書内容の真正性の担保	内容の真正性は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される。

（2）押印を求める趣旨の代替手段の有無の検討

押印廃止に当たっては、従来の認印や印鑑照合を行わない登記印・登録印による押印の効果は限定的であるという前提に立って、本当に本人確認が必要であるかを改めて検討し、必要な場合は、代替方法を検討することが重要である。（代替手段「有」のものは廃止）

代替手段の例

- 継続的な関係がある者のメールアドレスや既登録メールアドレスからの提出
- 本人であることが確認されたメールアドレスからの提出（本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることが考えられる。）
- ID／パスワード方式による認証
- 本人であることを確認するための書類（マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等）のコピーや写真の PDF での添付
- 他の添付書類による本人確認
- 電話やウェブ会議による本人確認
- 署名機能のついた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用等）
- 実地調査等の機会における確認

7．内部手続における押印等見直しの判断基準

内部手続については、安定的・継続的な関係が認められる者同士で行われるものが多く、一般的に行政手続と比べて厳格な本人確認の必要性は高くないと考えられることから、原則として押印を廃止するものとする。

ただし、前提として、個人にあっては本人確認が行われていること、法人にあっては、担当者名及び連絡先が記載されていることする。また、会計手続の中には、契約など行政内部にとどまらず町民等との間で行われる手続等もあることから、前述の行政手続の押印見直しの基準により押印の見直しを行うこととし、次のとおりとする。

（内部手続の判断基準）

種類	判断基準
契約書	権利又は義務の発生等の効果を有する文書である契約書への記名押印については、国においても法的安定性を図る観点から廃止されていない。（契約書としての性質を備えると判断される協議書、覚書等についても同様）
小切手	支払人である日本銀行等において、正当な権限を持つものからの請求であることを確認する（印鑑照合）ため、押印存続。
見積書、請求書等の支出根拠書類	地方自治法等の国の法令によるものではなく、各地方公共団体の長が定める財務規則等において押印の取扱いを定めているもので

	あるため、その作成や書類の提出に当たっての押印の取扱いについては、これらの国の取組に準じた対応を実施することが考えられる。（P10「請求書の押印省略について」参照）
補助金の申請書等	補助金の法的性格は贈与契約と解されるが、補助金に関する文書（申請書、実績報告書、請求書等）については、手続の中で本人確認が行えること、認印での押印（登記印であっても照合を行わない。）であることなど、前述の押印を求める趣旨を踏まえて、押印を求める必要性が低いと判断される。
委任状、同意書、誓約書等	原則として押印を廃止するものとする。ただし、本人の意思確認を強く求める場合には、署名又は記名押印を求めることも可とする。

8．公印の押印見直しの判断基準

（1） 公印を押印する文書

種類	文書の具体例
法令等により押印が義務付けられている文書	法令や様式により押印が求められている文書、契約書、裁決書　など
権利又は義務の発生等の効果を有する文書	許認可等行政処分の文書、納入通知書、督促状、命令、訴訟に関する文書　など
特定の事実を公印により証明する必要がある文書	証明書、修了証、委任状 など
所管課長が特に必要と認める文書	表彰状、感謝状　その他特に押印が必要と認める文書　など

（2） 公印を押印しない文書

次のような文書には、原則として公印の押印を廃止するものとする。

なお、文書には従来どおり文書番号、施行者名、連絡先等を記載し、町が施行している文書であることを明確にするものとする。 また、「公印省略」の表記は不要とする。

・補助金、助成金等の交付決定通知書
・額の確定通知書 ・後援名義の使用承諾通知書
・寄附の受納通知書（不動産は除く。）
・届出等の受理通知書
・公の施設の使用許可書（重要なものは除く。）
・一般的な指導の通知書
・照会文書、回答文書、アンケート調査その他依頼文書
・説明会、研修講座等の開催通知書、軽易な通知文書、定例的な報告文書
・案内状、挨拶状 ・資料等の送付状　　など

（3）公印の押印を求める趣旨の代替手段の有無の検討

公印の押印を求める趣旨を検討し、真正性の担保が別の手段で代替できるものについては廃止する。

公印を押印しない文書については、従来どおり文書番号、担当者名、連絡先等を記載し、町が施行している文書であることを明確にする必要がある。

真正性担保の例

・役場内において対面で交付する通知
・町指定の封筒で送付する通知
・町のメールアドレスにより送信する通知
・町指定のアプリを使用したデジタル通知
・文書内容が町しか知り得ない情報である通知

9．行政手続のオンライン化の促進

子育て関係・介護関係の２６手続については、国の指針に基づき本町もシステム対応は行っており、今後、行政システムの標準化が進むことで全国標準様式に切り替わるため、マイナポータルでのオンライン申請が促進されると考えられる。

その他の手続きについても、書類への押印や業務フローの見直しを行い、手続は「オンラインが原則」で「紙でもできる」となるように、オンライン化を促進する。

内部手続については、文書管理システムの電子決裁に引き続き、財務会計システムの電子決裁を進め、それに伴い、電子契約、電子請求を導入し、庁内決裁を全面的にオンライン化する。

職員の内部手続き等については、ローコードツール等を活用促進し、ペーパーレス化、業務効率化を図る。

<署名見直し判断フロー>

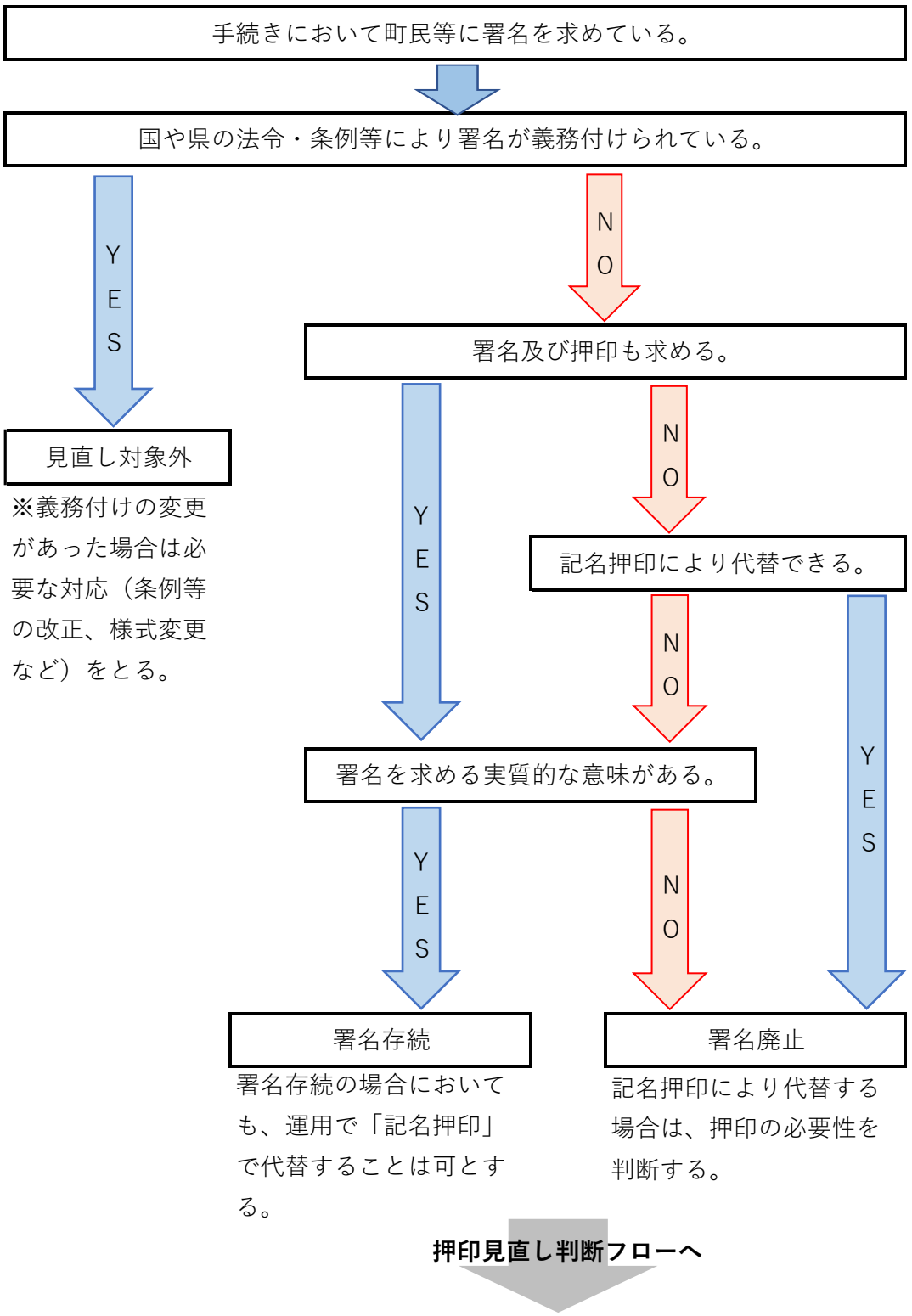
手続きにおいて町民等に署名を求めている。
国や県の法令・条例等により署名が義務付けられている。
YES
NO
見直し対象外
※義務付けの変更があった場合は必要な対応（条例等の改正、様式変更など）をとる。
署名及び押印も求める。
YES
NO
記名押印により代替できる。
NO
YES
署名を求める実質的な意味がある。
YES
NO
署名存続
署名存続の場合においても、運用で「記名押印」で代替することは可とする。
署名廃止
記名押印により代替する場合は、押印の必要性を判断する。
押印見直し判断フローへ

<押印見直し判断フロー>

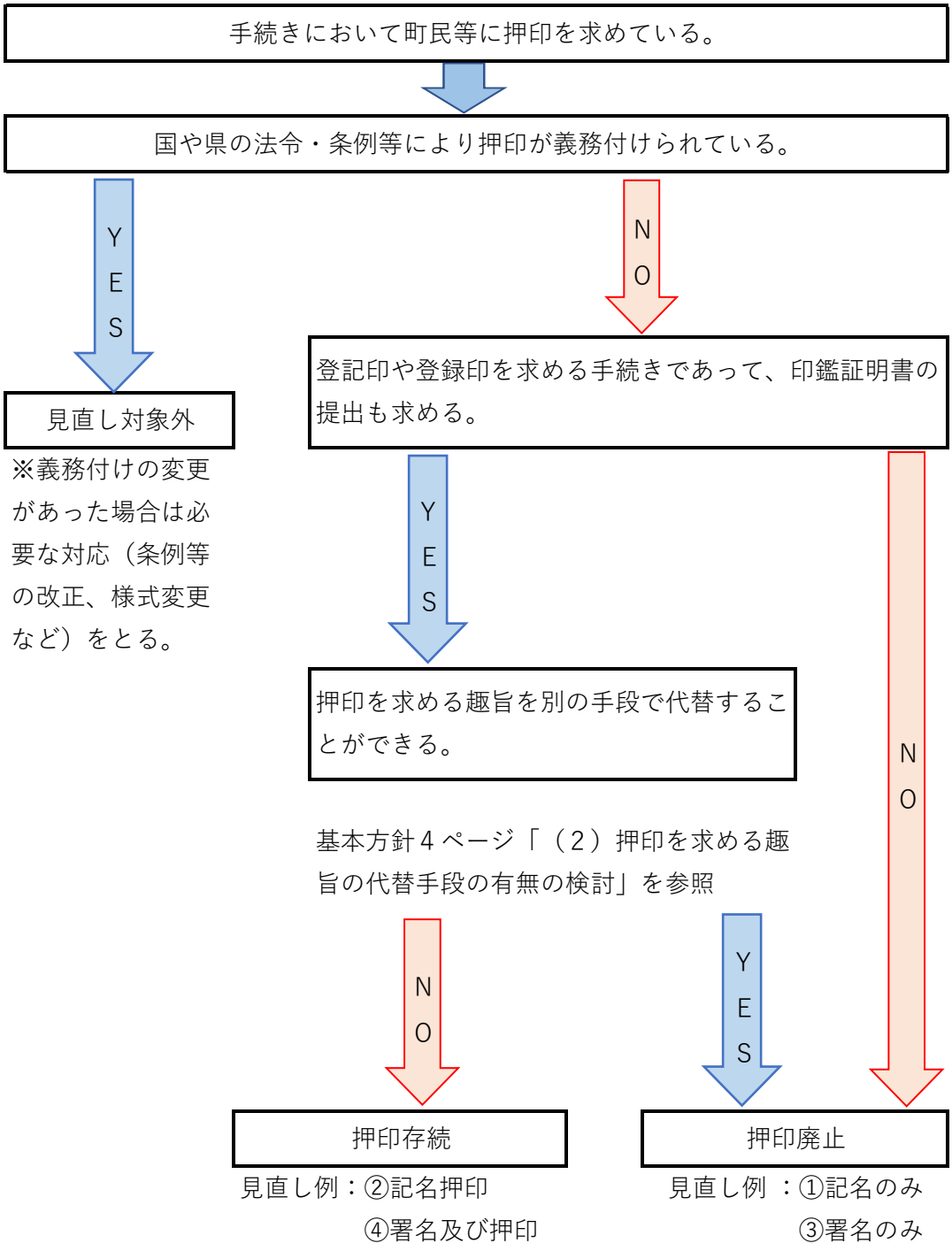
手続きにおいて町民等に押印を求めている。
国や県の法令・条例等により押印が義務付けられている。
YES
NO
見直し対象外
※義務付けの変更があった場合は必要な対応（条例等の改正、様式変更など）をとる。
登記印や登録印を求める手続きであって、印鑑証明書の提出も求める。
YES
NO
押印を求める趣旨を別の手段で代替することができる。
基本方針４ページ「（２）押印を求める趣旨の代替手段の有無の検討」を参照
NO
YES
押印存続
見直し例：②記名押印
④署名及び押印
押印廃止
見直し例 ：①記名のみ
③署名のみ

＜公印見直し判断フロー＞

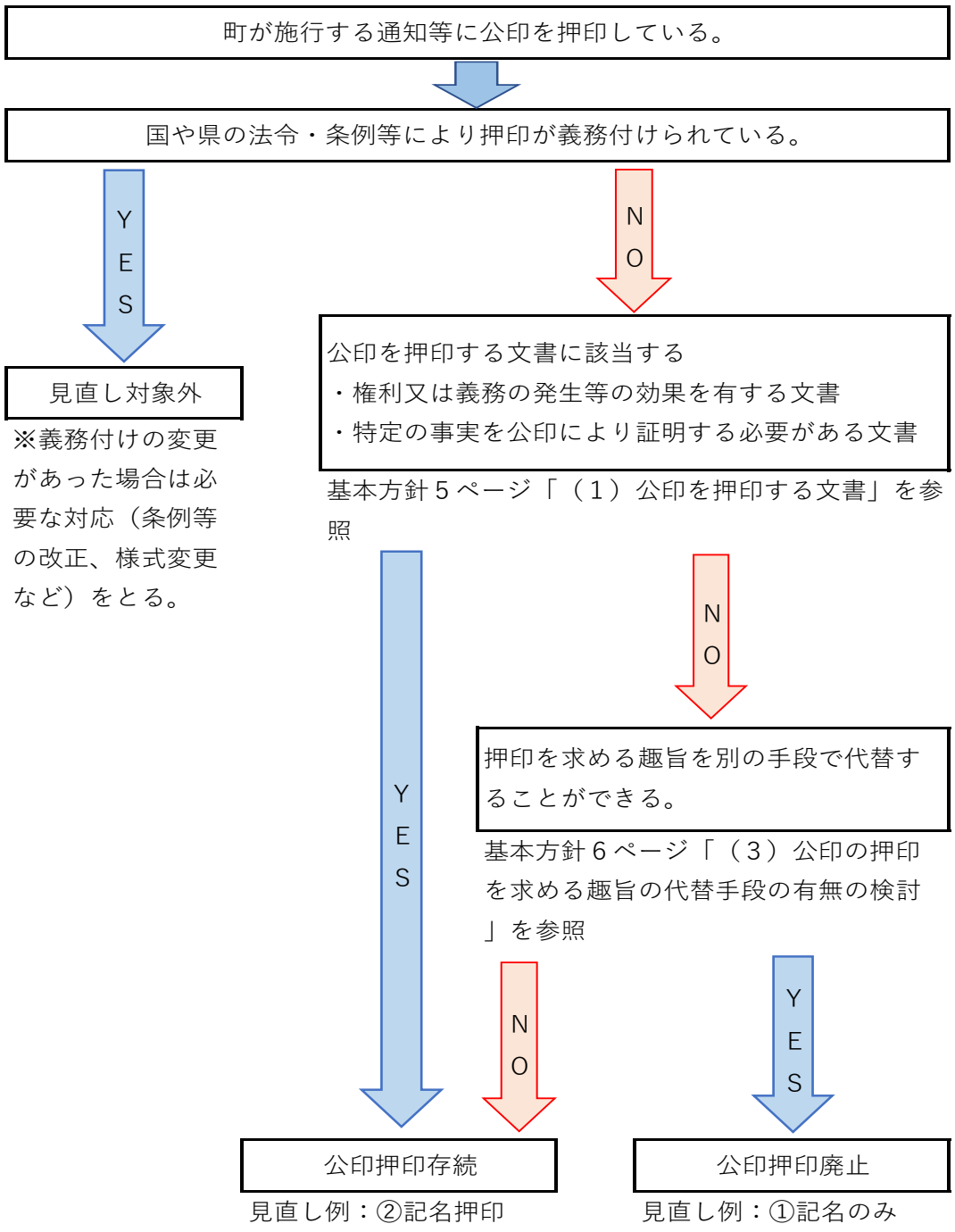
町が施行する通知等に公印を押印している。
国や県の法令・条例等により押印が義務付けられている。
YES
NO
見直し対象外
※義務付けの変更があった場合は必要な対応（条例等の改正、様式変更など）をとる。
公印を押印する文書に該当する
・権利又は義務の発生等の効果を有する文書
・特定の事実を公印により証明する必要がある文書
基本方針５ページ「（１）公印を押印する文書」を参照
YES
NO
押印を求める趣旨を別の手段で代替することができる。
基本方針６ページ「（３）公印の押印を求める趣旨の代替手段の有無の検討」を参照
NO
YES
公印押印存続
見直し例：②記名押印
公印押印廃止
見直し例：①記名のみ

請求書の押印省略について

令和６年 12 月 18 日
会　計　管　理　者

東員町財務規則第 69 条第２項に規定する請求書の押印省略については、下記のとおり町へ提出される請求書の真正性を各所属で確認していただくことで、省略可能とします。

なお、真正性を確認し、押印を省略した請求書の受け取りは、電子メールや債権者のホームページからのダウンロードも可能とします。

記

真正性の確認方法

①　請求書に発行者（法人の場合は発行責任者及び担当者）の氏名及び連絡先（電話番号）を記載する。

※請求書に疑義が生じた際は、必ず発行責任者または担当者へ連絡をとり、請求書の真正性を確認してください。

令和６年 12 月 18 日
東員町長　宛

東員商事株式会社
東員町大字山田 1600 番地
代表取締役　東員　太郎

請求金額　　５５，０００円
〇〇料として、上記の金額を請求します。

発行責任者　東員　次郎　0594-86-〇〇〇〇
担当者　東員　花子　090-〇〇〇-〇〇〇〇

責任者・担当者名は必ずフルネーム（氏名）を記載すること。

②　職員が、身分証明書等の提示その他の方法により、債権者の本人確認をする。

発行責任者・担当者の氏名が無い場合であっても、職員が身分証明書等の提示等により、所属で請求書の真正性を確認した場合は、代表者印等の押印を省略できます。

※確認事項についての記録・保存をお願いします。

③　電子署名や電子認証サービス（利用時のログインＩＤ・日時や認証結果など記録・保存できるサービスを含む。）の活用。